

入 札 説 明 書

令和5年9月4日千葉市公告第771号により公告した審査事務補助業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

審査事務補助業務委託

(2) 委託案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

千葉市役所会計室

2 競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている市内又は準市内業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成30年度から令和4年度までに政令市、中核市、特別区、国または都道府県にお

いて、同種の業務の受注実績を有すること。

(4) 個人情報保護に関する ISMS (ISO27001、JISQ27001) 又はプライバシーマーク (JISQ15001) の認証を受けていること。

(5) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記 (1)、(2) 及び (4) の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記 (3) の要件を満たしていること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和5年9月8日(金)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

郵送による場合は、令和5年9月8日(金)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 提出場所

千葉市役所会計室

(3) 提出方法

持参または書留郵便

(4) 確認通知

令和5年9月19日(火)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問について

質問がある場合は、「質問書」の様式に必要事項を記入し、後記8の契約事務担当課の電子メールに送付すること。

(1) 受付期間

令和5年9月22日(金)～令和5年9月28日(木)午後3時00分まで

(2) 回答方法

令和5年10月4日(水)までに千葉市のホームページで公表する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和5年10月17日(火)午前10時00分

場所 千葉市役所本庁舎5階 L会議室501

(2) 提出物

・入札書

・委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（３）入札方法

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記８の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（４）入札書に記載する金額

ア 入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約期間の総額で見積もること。

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。

落札候補者は開札日の翌日（翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日）の午前中までに積算内訳書（後記８の契約事務担当課が指定する様式を用いること）を提出するものとする（期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする）。

積算内訳書に不備がないことが認められた場合、当該候補者を落札者として決定する。

なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

６ 再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者又は、最低制限価格を設けた入札において、初回の入札価格が最低制限価格を下回った者は

参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、下記市ホームページで閲覧できます。

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html>

8 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所会計室

電話 043-245-5453

電子メール kaikei.AU@city.chiba.lg.jp